平成２７年（フ）第１３３号
大阪府泉佐野市羽倉崎上町３丁目３番13号いづみハイツ101、前住所大阪府泉佐野市笠松２丁目７番34号、事業所所在地大阪府泉佐野市大西２丁目２番49号
債務者　つりエサアクリこと　秋和　　勲
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第８９号
函館市大森町10番15号
債務者　東條　敦子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１１０号
北海道北斗市開発83番地の１
債務者　小林　晴美
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２７号
島根県出雲市荒茅町360番地
債務者　川上　信子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第２９号
島根県出雲市多伎町口田儀489番地１
債務者　小島　晴美
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１８号
青森県上北郡おいらせ町洋光台３丁目６番地５
債務者　山原　裕樹
同保佐人　山原　清美
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第２６５号
さいたま市南区鹿手袋３丁目２番28―509号
債務者　岡田　　博
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３３６号
さいたま市緑区馬場１丁目19番地３　セジュールネオサイトⅢ201
債務者　小林　沙織（旧姓長崎）
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２６号
埼玉県草加市吉町３丁目３番68―313号
債務者　渡會美帆子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
埼玉県春日部市中央３丁目20番45号　八木崎荘２、旧住所埼玉県春日部市粕壁４丁目２番31号　柿沼コーポ102
債務者　武末　勲代
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１４１号
埼玉県草加市旭町６丁目１番７―206号、旧住所埼玉県草加市小山１丁目31番18号
債務者　佐藤　亨江
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１４２号
埼玉県越谷市下間久里118番地１　越谷レジデンシャルマンション205、住民票上の住所埼玉県春日部市大枝845番地１　原第７マンション303号
債務者　小山恵利子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
千葉県成田市並木町200番地６　グリーンハイツ206号室
債務者　市川　一夫
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第４０号
千葉県四街道市大日1952番地２　カーサ・ソレアード101
債務者　橋本　芙希
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第４２号
千葉県印旛郡栄町須賀1981番地１
債務者　大塚　恭平
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第５６号
千葉県八街市八街い233番地135
債務者　ＶＡＳＱＵＥＺ　ＲＩＶＥＲＡ　ＡＬＦＲＥＤＯ　ＬＥＯＮＥＬ（旧通称名小島明）
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第５８号
千葉県佐倉市西志津４丁目26番４号　クレール御塚山１号館105
債務者　岡部　孝久
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部